

# 松山中央公園グラウンド使用の手引き

令和8年5月改正  
城南区役所維持管理課

令和5年5月利用分から、松山中央公園グラウンドの使用許可申請は電子メール・FAX・郵送・窓口受付の方法で行えるようになりました。

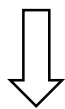
## 1. 抽選申し込みから利用まで

①事前協議・・・初めての場合は、初回の利用の前に事前協議が必要です。



利用条件や提出書類につきましては、別紙の「初回の利用申請について」をご参照ください。

②抽選申込・・・利用月の前々月1日から25日まで



下記書類を電子メール、FAX、郵送、窓口受付により提出してください。  
・松山中央公園グラウンド抽選申込表

※電話による申し込みはできません。

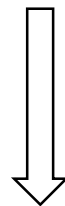
③抽選



④抽選結果公表・・・利用月の前月5日に福岡市役所の城南区ホームページに掲示



⑤当選分利用申請（公園内行為許可申請書の提出）・・・利用月の前月5日から15日まで

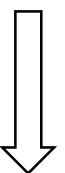


下記書類を電子メール、FAX、郵送、窓口受付により提出してください。  
・公園内行為許可申請書（様式第1号）  
・（必要がある場合）公園使用料等減免申請書

※15日までに申請されない場合、キャンセル扱いとなり空枠に追加します。

⑥先着順利用申請・・・利用月の前月5日から利用日の7日前まで

- ・（抽選申込がなく空いている枠は、先着順で利用申請できます。）
- ・（抽選申込があったが、⑤の利用申請がなかった枠は、16日15時から利用日の7日前まで先着順となります。）



下記書面を提出してください。（窓口受付のみ）  
・公園内行為許可申請書（様式第1号）  
・（必要がある場合）公園使用料等減免申請書

## ⑦使用料の納付・使用許可書（公園内行為許可書）の交付・・・利用日前日まで

イ) 上記⑤⑥で申請書を提出した日の5日後（※1）以降に公園係から納付書を受け取り、利用日前日（※2）までに使用料を納付してください（※3）。

※1 5日後が土・日・祝日の場合は、翌開庁日とします。

※2 利用日前日が土・日・祝日の場合は、納付期限は直前開庁日です。

※3 区役所内の西日本シティ銀行の営業時間は9：00から16：00までです。

ロ) 使用料納付後に公園係へ納付書（領収書）を提示して使用許可書を受領してください。許可書の交付前に納付書を紛失された場合、許可することができなくなります。また、納付が遅れますと、次回以降、利用申請をお受けできないことがあります。

### ★申込の日付の例

例えば、7月に利用したい場合

（初めて利用される場合は抽選申込の前に事前協議が必要です。）

① 利用申込・・・5月1日から5月25日まで

② 抽選結果発表・・・6月5日

③ 当選分利用申請・6月5日から6月15日まで

④ 未利用枠への利用申請・・・6月5日から先着順

⑤ 使用料の納付及び許可書の交付・・・利用日前日まで

※利用日が区役所の閉庁日の場合は、直前の開庁日が納付期限となります。

例えば、利用日が7月16日（日）だった場合、7月14日（金）までに使用料を納付し、かつ利用許可書を受領してください。

## 2. グラウンド利用時間

イ) 4月～9月は9時～19時まで、10月～3月は9時～17時までとし、1日の使用時間は原則3時間以内としますが、抽選枠の申込みが他になかった場合は、申込時において5時間まで使用可能とします。

ロ) 12月29日から1月3日までは使用できません。

## 3. 使用の取り止め

イ) グラウンド使用を取り止める場合は、電子メールまたはFAX等で「公園利用取り止め届」を提出してください。

ロ) 利用日の7日前までに取り止め届を提出された場合、納付済み使用料は、他の利用日に充当、または還付します。

ハ) 利用日の6日前以降に取り止め届を提出された場合は、使用の有無に関わらず使用料を納付していただきます。

取り止め届提出日（7日前まで） 使用料は発生しません。			取り止め届提出日（6日前以降） 使用料を納付してください。						
金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
開庁日	閉庁日	閉庁日	開庁日					閉庁日	閉庁日
(9日前)	(8日前)	(7日前)	(6日前)						使用日

#### 4. 不可抗力による不使用

- イ) 許可を得たグラウンド利用日が悪天候等で利用できない場合は、払込済みの使用料を他の利用日に充当、または還付の申請ができるものとします。
- ロ) 降雨による不使用は、電子メールまたはFAXでの連絡、もしくは翌日城南区維持管理課窓口でお知らせください。
- ハ) 充当は、許可書・納付書を持参したうえで公園使用料充当承諾書を提出してください。
- 二) 還付は、許可書・納付書・還付する口座の通帳写しを持参し、公園使用料等還付申請書と請求書を提出してください。

#### 5. その他

- イ) グラウンド使用申請から利用日までの期間が5日に満たないときなどは公園係へ協議してください。
- ロ) 公園の維持管理上または、市の都合により使用許可を取り消す場合がありますのでご了承ください。
- ハ) 隣接する民家へのボールの飛び込みや、周辺道路の駐車などによる苦情が出された場合は、グラウンド使用を中止します。

#### 6. 提出先・お問い合わせ先

城南区役所維持管理課公園係（3階35番窓口）

窓口受付時間：平日午前8時45分～午後5時15分

TEL：092-833-4081 FAX：092-822-4095

E-mail：[kouenJWO@city.fukuoka.lg.jp](mailto:kouenJWO@city.fukuoka.lg.jp)

〒814-0192 福岡市城南区鳥飼6-1-1